

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成27年12月4日
【会社名】	株式会社コシダカホールディングス
【英訳名】	KOSHIDAKA HOLDINGS Co.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 腰高 博
【本店の所在の場所】	群馬県前橋市大友町1丁目5番地1
【電話番号】	027-280-3371(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役執行役員グループ管理担当 土井 義人
【最寄りの連絡場所】	東京都港区浜松町2丁目4番1号 世界貿易センタービル23階
【電話番号】	03-6403-5710(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役執行役員グループ管理担当 土井 義人
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区兜町2番1号)

## 1【提出理由】

平成27年11月26日開催の当社第46回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

## 2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成27年11月26日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

期末配当に関する事項

期末配当金は、当社普通株式1株につき金15円00銭とする。

配当財産の種類

金銭

配当財産の割当に関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金15円00銭

剰余金の配当の効力が生じる日

平成27年11月27日

第2号議案 特定の株主からの自己株式取得の件

平成27年12月1日から平成28年1月31日までに株式会社ヨウザンより当社普通株式50万株、取得価額の総額13億円を限度として取得する。

第3号議案 定款一部変更の件

監査等委員会設置会社への移行に伴い、監査等委員である取締役及び監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等の変更、また会社法の改正に対応して定款27条（取締役の責任免除）の規定を変更する。

第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

取締役として腰高博、腰高修、朝倉一博、腰高美和子及び土井義人を選任する。

第5号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役として西智彦、寺石雅英及び森内茂之を選任する。

第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する報酬等の額を「年額500百万円以内」と定める。

第7号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件

監査等委員である取締役に対する報酬等の額を「年額40百万円以内」と定める。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成（個）	反対（個）	棄権（個）	可決要件	決議の結果及び賛成割合（％）
第1号議案	166,376	176	0	（注）1	可決99.89
第2号議案	108,085	147	0	（注）2	可決99.86
第3号議案	166,334	218	0	（注）3	可決99.86

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果及び賛成割合(%)
第4号議案					
腰高博	162,756	3,796	0	(注)4	可決97.72
腰高修	162,763	3,789	0		可決97.72
朝倉一博	162,762	3,790	0		可決97.72
腰高美和子	162,753	3,799	0		可決97.71
土井義人	162,765	3,787	0		可決97.72
第5号議案					
西智彦	162,756	3,796	0	(注)4	可決97.72
寺石雅英	162,749	3,803	0		可決97.71
森内茂之	162,751	3,801	0		可決97.71
第6号議案	162,688	3,864	0	(注)4	可決97.68
第7号議案	162,692	3,860	0	(注)4	可決97.68

(注)1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 当該議案の特定の株主を除く議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。
3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。
4. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。

以上